各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　老健局高齢者支援課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

計１３枚（本紙を除く）

Vol.642

平成３０年３月３０日

厚生労働省老健局高齢者支援課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内 線　３９８１）
FAX：03-3595-3670

老高発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 ［都道府県／指定都市／中核市］ 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（平成29年6月28日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズがさらに高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。このため、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の通り取組の徹底をお願いする。

なお、平成 30 年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 平成 29 年度フォローアップ調査（第 9 回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回（平成 28 年度）調査の 1,207 件から減少し、今回（平成 29 年度）調査では 1,046 件となった。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の

処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、本調査時だけではなく、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれたい。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（平成 28 年度）調査に引き続き、今回（平成 29 年度）の調査においても、老人福祉法第 29 条第 7 項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は減少し、継続的な指導の結果、近年一定の改善が見られている。

一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態であり、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、後述のとおり、今般の老人福祉法の改正により、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームについても、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年を経過した日以降の新規入居者から義務対象となる。このため、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、経過期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有

料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームに係る制度の施行について

昨年 6 月 2 日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）に基づく有料老人ホームに係る以下の制度が本年 4 月 1 日から施行される。

今回の見直しにおいては、入居者保護の観点から指導権限の強化等を図ったところであり、見直し後の制度の下、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（従来は、平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっていたため、今回の改正により、このような有料老人ホームについても、法施行日から 3 年を経過した日以降の新規入居者から、義務対象に追加する。）

③ 都道府県等による入居者に対する援助

事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

④ 有料老人ホーム情報の報告・公表

入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等について都道府県等への報告を義務付けるとともに、都道府県等による当該情報の公表を義務付ける。

3. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成 30 年 1 月 31 日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成 30 年 3 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等）を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願

いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項ロに掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。これに関して、既存施設に対して設けられていた経過措置については、平成30年3月31日をもって終了することに留意されたい。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているが、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

① 1,000㎡未満の場合　　9,260円／㎡

② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合　9,260円/㎡＋232万円まで

以上

別添

平成 30 年 3 月 30 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 29 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 9 回）結果

『有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（平成 29 年 6 月 28 日付け事務連絡）』に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数※	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①／①＋②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②／①＋②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回	第 9 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	－	11,739 件	12,608 件
②未届施設数※	1,017 件	633 件	1,207 件	1,046 件
③届出率 (①／①＋②)×100	91.3%	－	90.7%	92.3%
④未届率 (②／①＋②)×100	8.7%	－	9.3%	7.7%

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数※	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30
①届出施設数	686 件	－	1,112 件	869 件
②未届施設数※	288 件	633 件	127 件	196 件

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況及び有料老人ホームに対する入居者の処遇等に係る指導状況について（平成 29 年 6 月 30 日時点）

	施設数	届出に係る指導	入居者の処遇に係る指導
平成 28 年 6 月 30 日時点の「未届の有料老人ホーム数」（※1）	1,207 件	828 件	76 件
（うち）平成 29 年 6 月 30 日までに届出済	237 件	198 件	37 件
（うち）平成 29 年 6 月 30 日時点で未届	850 件	630 件	39 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（※2）	120 件	－	－
平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」（※1）	196 件	147 件	23 件

（※1）「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

（※2）フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

【参考】入居者の処遇等に関する主な指導内容およびその指導を行った自治体

○ 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導

（北海道、旭川市、青森県、青森市、盛岡市、山形県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、船橋市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟市、山梨県、長野県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、名古屋市、京都市、大阪府、大阪市、豊中市、東大阪市、兵庫県、和歌山県、和歌山市、島根県、岡山県、倉敷市、広島県、広島市、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、福岡市、長崎市、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、53 自治体）

○ 一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導

（北海道、青森市、岩手県、仙台市、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、船橋市、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野市、静岡県、愛知県、名古屋市、神戸市、尼崎市、広島県、徳島県、愛媛県、高知市、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、35 自治体）

○ 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導

（青森市、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、下関市、福岡県、福岡市、長崎県、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県、那覇市（以上、31 自治体）

○ 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導

（北海道、青森県、仙台市、山形県、栃木県、前橋市、埼玉県、さいたま市、千葉県、船橋市、八王子市、横浜市、山梨県、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、姫路市、福山市、長崎県、那覇市（以上、21 自治体）

○ 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導

（山形県、茨城県、埼玉県、さいたま市、千葉市、横浜市、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、神戸市、姫路市、福岡県、福岡市、長崎県、沖縄県、那覇市（以上、17 自治体）

等

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム（平成 18 年 4 月 1 日以降に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日時点）

老人福祉法第 29 条第 7 項に基づき、平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホーム数	10,759 件
（うち）前払金を徴収している施設数	1,357 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	1,318 件
銀行等による連帯保証委託契約	516 件
信託会社等による信託契約	365 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	330 件
保険会社による保証保険契約	87 件
その他	20 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	39 件
②／（①＋②）×100	（2.9%）

【参考】前払金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホーム（平成 18 年 3 月 31 日以前に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日現在）

	施設数
平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数	1,849 件
（うち）前払金を徴収している施設数	822 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	382 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	440 件

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム（※実態把握中のものを含む）に対する指導状況									平成28年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）		
			平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）			平成29年6月30日まで届出済（改善されたもの）			平成29年6月30日時点で未届（改善されていないもの）					
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数（※実態把握中のものを含む）		届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数
合　計	12,608	1,046	1,087	828	76	237	198	37	850	630	39	196	147	23
1 北海道内	763	344	372	327	9	67	51	5	305	276	4	39	36	0
北海道	295	93	107	107	1	24	24	0	83	83	1	10	10	0
札幌市	195	210	206	206	2	22	22	1	184	184	1	26	26	0
函館市	63	10	12	12	0	5	5	0	7	7	0	3	0	0
旭川市	210	31	47	2	6	16	0	4	31	2	2	0	0	0
2 青森県内	331	0	6	6	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0
青森県	188	0	6	6	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0
青森市	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 岩手県内	168	10	9	7	6	1	1	1	8	6	5	2	1	1
岩手県	97	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0
盛岡市	71	8	8	6	6	1	1	1	7	5	5	1	1	1
4 宮城県内	161	35	37	23	0	5	3	0	32	20	0	3	3	0
宮城県	86	18	23	9	0	5	3	0	18	6	0	0	0	0
仙台市	75	17	14	14	0	0	0	0	14	14	0	3	3	0
5 秋田県内	92	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0
秋田県	72	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
秋田市	20	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
6 山形県	176	3	7	7	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0
7 福島県内	143	4	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0
福島県	78	4	4	4	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0
郡山市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	146	12	8	3	0	1	1	0	7	2	0	5	2	0
9 栃木県内	92	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
栃木県	79	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
宇都宮市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県内	366	13	18	12	1	6	4	1	12	8	0	1	1	1
群馬県	224	7	9	9	0	3	3	0	6	6	0	1	1	1
前橋市	80	2	5	3	1	3	1	1	2	2	0	0	0	0
高崎市	62	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
11 埼玉県内	541	21	20	12	1	2	2	0	18	10	1	3	3	0
埼玉県	368	14	12	11	1	1	1	0	11	10	1	3	3	0
さいたま市	139	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
川越市	12	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
越谷市	22	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県内	456	38	48	41	0	18	17	0	30	24	0	8	8	0
千葉県	283	17	27	27	0	16	16	0	11	11	0	6	6	0
千葉市	97	19	18	11	0	1	0	0	17	11	0	2	2	0
船橋市	49	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0
柏市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 東京都内	782	29	35	4	4	9	1	1	26	3	3	3	0	0
東京都	745	28	34	4	4	9	1	1	25	3	3	3	0	0
八王子市	37	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
14 神奈川県内	806	80	64	64	3	9	9	0	55	55	3	25	23	3
神奈川県	293	53	39	39	0	5	5	0	34	34	0	19	19	2
横浜市	245	22	17	17	3	1	1	0	16	16	3	6	4	1
川崎市	162	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	64	5	6	6	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0
横須賀市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県内	125	9	8	8	0	1	1	0	7	7	0	2	2	0
新潟県	67	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
新潟市	58	8	7	7	0	0	0	0	7	7	0	1	1	0
16 富山県内	79	12	11	3	1	0	0	0	11	3	1	1	0	0
富山県	45	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
富山市	34	11	10	2	0	0	0	0	10	2	0	1	0	0
17 石川県内	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	29	3	6	6	0	4	4	0	2	2	0	1	1	0
20 長野県内	237	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0
長野県	190	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
長野市	47	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
21 岐阜県内	163	5	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0
岐阜県	117	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
岐阜市	46	3	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
22 静岡県内	243	10	9	5	0	3	3	0	6	2	0	4	4	0
静岡県	153	8	7	4	0	3	3	0	4	1	0	4	4	0
静岡市	52	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
浜松市	38	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
23 愛知県内	770	65	67	60	35	20	20	17	47	40	18	18	12	13
愛知県	352	32	30	30	11	13	13	11	17	17	0	15	9	10
名古屋市	356	28	31	25	24	6	6	6	25	19	18	3	3	3
豊橋市	20	3	3	2	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0
岡崎市	21	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
豊田市	21	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
24 三重県	180	6	9	4	0	5	1	0	4	3	0	2	0	0
25 滋賀県内	33	4	3	3	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0
滋賀県	16	4	3	3	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0
大津市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム（※実態把握中のものを含む）に対する指導状況									平成28年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）		
			平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）											
						平成29年6月30日まで届出済（改善されたもの）			平成29年6月30日時点で未届（改善されていないもの）					
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数（※実態把握中のものを含む）		届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数
26 京都府内	74	3	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
京都府	17	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
京都市	57	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
27 大阪府内	894	100	95	45	0	12	11	0	83	34	0	17	11	0
大阪府	320	46	47	23	0	5	5	0	42	18	0	4	2	0
大阪市	309	17	15	15	0	5	5	0	10	10	0	7	7	0
堺市	91	10	7	0	0	1	0	0	6	0	0	4	1	0
高槻市	19	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	69	13	11	4	0	0	0	0	11	4	0	2	1	0
豊中市	40	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
枚方市	46	12	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
28 兵庫県内	212	76	62	21	2	0	0	0	62	21	2	14	12	3
兵庫県	55	16	15	15	0	0	0	0	15	15	0	1	1	0
神戸市	81	20	15	5	2	0	0	0	15	5	2	5	3	0
姫路市	16	36	29	1	0	0	0	0	29	1	0	7	7	3
尼崎市	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
西宮市	32	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
29 奈良県内	93	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	40	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
30 和歌山県内	139	6	6	3	0	1	1	0	5	2	0	1	1	0
和歌山県	50	3	2	2	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0
和歌山市	89	3	4	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0
31 鳥取県	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	77	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
33 岡山県内	194	2	5	5	2	4	4	2	1	1	0	1	1	0
岡山県	62	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
岡山市	78	2	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
倉敷市	54	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県内	145	7	5	5	0	2	2	0	3	3	0	4	3	0
広島県	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	54	5	5	5	0	2	2	0	3	3	0	2	1	0
福山市	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県内	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	51	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
37 香川県内	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県内	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県内	64	10	9	9	0	0	0	0	9	9	0	1	1	0
高知県	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
高知市	33	9	9	9	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0
40 福岡県内	819	43	43	33	0	8	8	0	35	25	0	8	5	0
福岡県	422	31	32	27	0	5	5	0	27	22	0	4	4	0
北九州市	153	4	3	3	0	2	2	0	1	1	0	3	1	0
福岡市	191	6	5	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0
久留米市	53	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0
41 佐賀県	194	8	4	4	0	1	1	0	3	3	0	5	5	1
42 長崎県内	170	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0
長崎県	83	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0
長崎市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県内	398	20	23	23	0	5	5	0	18	18	0	2	1	0
熊本県	270	6	7	7	0	3	3	0	4	4	0	2	1	0
熊本市	128	14	16	16	0	2	2	0	14	14	0	0	0	0
44 大分県内	326	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0
大分県	188	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0
大分市	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県内	447	21	25	16	0	12	8	0	13	8	0	8	0	0
宮崎県	259	13	9	0	0	4	0	0	5	0	0	8	0	0
宮崎市	188	8	16	16	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0
46 鹿児島県内	324	13	13	13	0	4	4	0	9	9	0	4	4	0
鹿児島県	188	8	7	7	0	1	1	0	6	6	0	2	2	0
鹿児島市	136	5	6	6	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0
47 沖縄県内	407	11	26	26	11	20	20	9	6	6	2	5	5	1
沖縄県	327	5	18	18	6	17	17	6	1	1	0	4	4	0
那覇市	80	6	8	8	5	3	3	3	5	5	2	1	1	1

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	(うち)前払金を徴収している施設数	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	指導件数
合　計	10,759	1,357	1,318	516	365	330	87	20	39	18
1 北海道内	714	38	38	4	5	28	1	0	0	0
北海道	281	12	12	3	2	7	0	0	0	0
札幌市	166	21	21	0	3	18	0	0	0	0
函館市	59	2	2	0	0	1	1	0	0	0
旭川市	208	3	3	1	0	2	0	0	0	0
2 青森県内	311	5	5	2	0	3	0	0	0	0
青森県	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	96	1	1	1	0	0	0	0	0	0
八戸市	34	4	4	1	0	3	0	0	0	0
3 岩手県内	149	3	2	2	0	0	0	0	1	1
岩手県	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	68	3	2	2	0	0	0	0	1	1
4 宮城県内	138	17	13	4	3	6	0	0	4	3
宮城県	82	3	0	0	0	0	0	0	3	2
仙台市	56	14	13	4	3	6	0	0	1	1
5 秋田県内	87	2	2	0	1	1	0	0	0	0
秋田県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	18	2	2	0	1	1	0	0	0	0
6 山形県	161	1	1	1	0	0	0	0	0	0
7 福島県内	124	8	8	6	1	0	0	1	0	0
福島県	62	2	2	1	1	0	0	0	0	0
郡山市	11	1	1	1	0	0	0	0	0	0
いわき市	51	5	5	4	0	0	0	1	0	0
8 茨城県	120	13	12	1	3	8	0	0	1	0
9 栃木県内	82	9	9	8	1	0	0	0	0	0
栃木県	70	6	6	5	1	0	0	0	0	0
宇都宮市	12	3	3	3	0	0	0	0	0	0
10 群馬県内	352	5	5	1	1	3	0	0	0	0
群馬県	217	3	3	0	1	2	0	0	0	0
前橋市	79	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高崎市	56	1	1	0	0	1	0	0	0	0
11 埼玉県内	423	109	109	43	44	20	2	0	0	0
埼玉県	302	72	72	29	31	12	0	0	0	0
さいたま市	96	31	31	12	12	6	1	0	0	0
川越市	9	2	2	0	1	1	0	0	0	0
越谷市	16	4	4	2	0	1	1	0	0	0
12 千葉県内	368	124	117	35	30	29	21	2	7	7
千葉県	226	73	72	20	12	18	21	1	1	1
千葉市	79	35	29	12	8	8	0	1	6	6
船橋市	43	11	11	2	7	2	0	0	0	0
柏市	20	5	5	1	3	1	0	0	0	0
13 東京都内	555	350	348	149	138	54	7	0	2	0
東京都	530	343	341	149	133	52	7	0	2	0
八王子市	25	7	7	0	5	2	0	0	0	0
14 神奈川県内	594	259	255	74	52	84	44	1	4	0
神奈川県	225	95	95	24	0	29	42	0	0	0
横浜市	165	79	79	17	29	32	0	1	0	0
川崎市	110	63	59	27	15	15	2	0	4	0
相模原市	57	8	8	2	3	3	0	0	0	0
横須賀市	37	14	14	4	5	5	0	0	0	0
15 新潟県内	111	14	14	9	1	4	0	0	0	0
新潟県	58	9	9	5	1	3	0	0	0	0
新潟市	53	5	5	4	0	1	0	0	0	0
16 富山県内	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県内	101	6	6	1	3	1	0	1	0	0
石川県	43	2	2	1	1	0	0	0	0	0
金沢市	58	4	4	0	2	1	0	1	0	0
18 福井県	19	3	3	3	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県内	226	19	17	6	6	4	0	1	2	2
長野県	179	14	12	2	5	4	0	1	2	2
長野市	47	5	5	4	1	0	0	0	0	0
21 岐阜県内	142	8	7	2	0	3	0	2	1	1
岐阜県	98	8	7	2	0	3	0	2	1	1
岐阜市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県内	203	32	30	5	12	13	0	0	2	0
静岡県	133	17	15	3	6	6	0	0	2	0
静岡市	42	7	7	1	2	4	0	0	0	0
浜松市	28	8	8	1	4	3	0	0	0	0
23 愛知県内	657	36	34	14	15	5	0	0	2	2
愛知県	306	13	11	5	3	3	0	0	2	2
名古屋市	303	18	18	6	10	2	0	0	0	0
豊橋市	14	1	1	0	1	0	0	0	0	0
岡崎市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	18	4	4	3	1	0	0	0	0	0

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	(うち)前払金を徴収している施設数	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他	(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	指導件数
24 三重県	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県内	28	7	7	0	0	7	0	0	0	0
滋賀県	14	3	3	0	0	3	0	0	0	0
大津市	14	4	4	0	0	4	0	0	0	0
26 京都府内	65	26	26	9	1	16	0	0	0	0
京都府	14	5	5	1	1	3	0	0	0	0
京都市	51	21	21	8	0	13	0	0	0	0
27 大阪府内	738	74	72	39	16	8	5	4	2	1
大阪府	247	31	29	17	2	3	5	2	2	1
大阪市	264	19	19	12	5	0	0	2	0	0
堺市	79	7	7	4	3	0	0	0	0	0
高槻市	12	1	1	0	1	0	0	0	0	0
東大阪市	64	1	1	0	1	0	0	0	0	0
豊中市	30	5	5	0	2	3	0	0	0	0
枚方市	42	10	10	6	2	2	0	0	0	0
28 兵庫県内	148	63	62	27	15	11	6	3	1	0
兵庫県	39	13	13	5	2	1	5	0	0	0
神戸市	50	29	29	9	7	10	1	2	0	0
姫路市	14	5	4	1	3	0	0	0	1	0
尼崎市	22	2	2	2	0	0	0	0	0	0
西宮市	23	14	14	10	3	0	0	1	0	0
29 奈良県内	77	8	8	2	2	4	0	0	0	0
奈良県	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	33	8	8	2	2	4	0	0	0	0
30 和歌山県内	137	4	4	1	1	2	0	0	0	0
和歌山県	49	2	2	1	0	1	0	0	0	0
和歌山市	88	2	2	0	1	1	0	0	0	0
31 鳥取県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	68	1	1	0	1	0	0	0	0	0
33 岡山県内	158	21	21	15	4	1	0	1	0	0
岡山県	59	4	4	3	1	0	0	0	0	0
岡山市	54	11	11	9	2	0	0	0	0	0
倉敷市	45	6	6	3	1	1	0	1	0	0
34 広島県内	108	13	13	8	4	1	0	0	0	0
広島県	36	1	1	1	0	0	0	0	0	0
広島市	33	12	12	7	4	1	0	0	0	0
福山市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県内	212	2	2	2	0	0	0	0	0	0
山口県	158	2	2	2	0	0	0	0	0	0
下関市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県内	87	4	4	0	0	1	0	3	0	0
香川県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	47	4	4	0	0	1	0	3	0	0
38 愛媛県内	120	4	4	2	1	0	1	0	0	0
愛媛県	78	2	2	2	0	0	0	0	0	0
松山市	42	2	2	0	1	0	1	0	0	0
39 高知県内	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県内	670	47	38	23	3	11	0	1	9	1
福岡県	345	10	8	5	1	2	0	0	2	0
北九州市	128	4	3	2	1	0	0	0	1	1
福岡市	149	31	25	15	0	9	0	1	6	0
久留米市	48	2	2	1	1	0	0	0	0	0
41 佐賀県	188	1	1	1	0	0	0	0	0	0
42 長崎県内	133	1	0	0	0	0	0	0	1	0
長崎県	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	44	1	0	0	0	0	0	0	1	0
佐世保市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県内	371	4	4	4	0	0	0	0	0	0
熊本県	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	123	4	4	4	0	0	0	0	0	0
44 大分県内	285	2	2	2	0	0	0	0	0	0
大分県	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	127	2	2	2	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県内	405	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県内	307	13	13	11	0	2	0	0	0	0
鹿児島県	176	2	2	1	0	1	0	0	0	0
鹿児島市	131	11	11	10	0	1	0	0	0	0
47 沖縄県内	385	1	1	0	1	0	0	0	0	0
沖縄県	309	1	1	0	1	0	0	0	0	0
那覇市	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0

届出を行っていない有料老人ホーム

○ 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第１項の規定に違反している

○ 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要

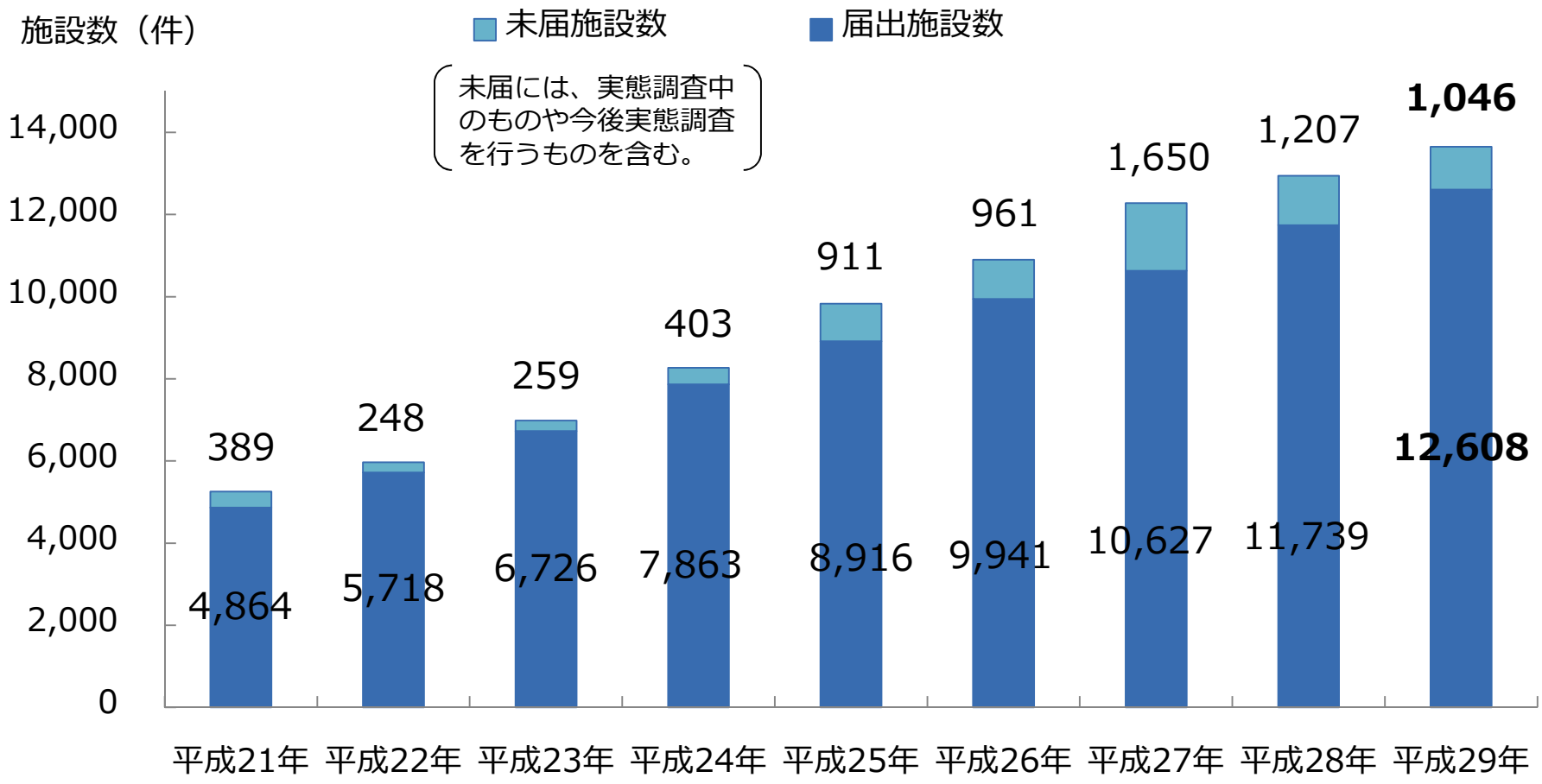

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～平成26年は10月31日時点、平成27年～平成29年は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

○ 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第７項の規定に違反している

○ 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要

	違反施設の割合
H23年度	19.8%
H24年度	17.2%
H25年度	11.7%
H26年度	9.3%
H27年度	6.0%
H28年度	4.0%
H29年度	2.9%

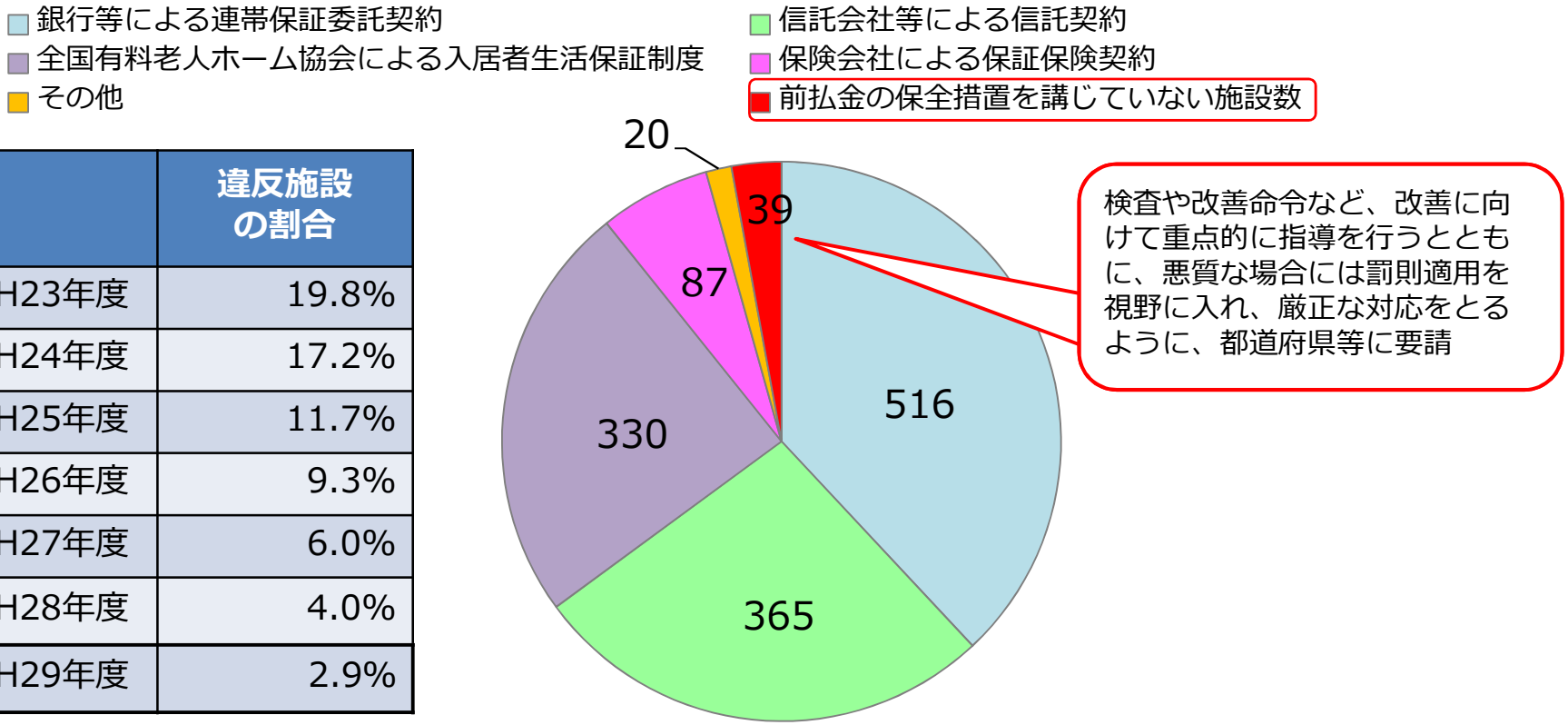

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	10,759件
（うち）前払金を受領している施設数	1,357件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	39件

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成29年6月30日時点）